

株 主 各 位

東京都港区麻布台二丁目4番5号
エムティジェネックス株式会社
代表取締役社長 鈴木 均

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページに記載のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

敬 具

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 5階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mt-genex.co.jp>）に掲載させていただきます。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後6時まで

議決権行使
ウェブサイト

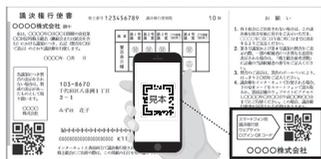
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

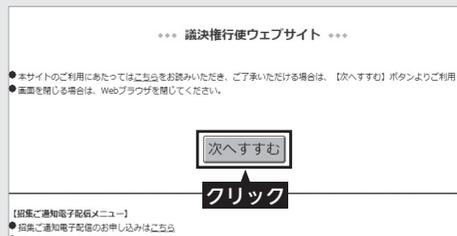
0120-768-524

受付時間
年末年始を除く9:00～21:00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

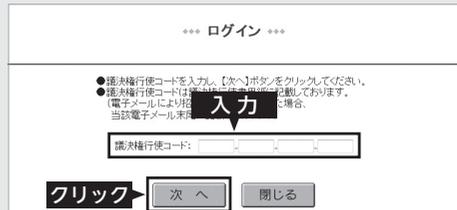
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な影響が長期化している中、ワクチン接種がすすみ回復に向けた動きが見られたものの、オミクロン株による感染再拡大、ウクライナをめぐる国際情勢等により景気の先行き不透明な状況は依然として続いております。オフィスマーケットにつきましては、新型コロナウイルス感染症による企業のテレワーク浸透やオフィス環境の変化によるオフィスの集約や縮小等に起因して、空室率は緩やかに上昇しており、賃料水準も低下傾向に転じていることから需給環境の変化には注視が必要となります。また、建設業界におきましては、工事受注は底堅く推移しているものの、新型コロナウイルス、ウクライナをめぐる国際情勢の影響による建築資材の調達の遅れや価格の高騰などが懸念されます。

このような状況下、当社は、コロナ禍におけるオフィス環境の変化によって生まれてきた新しいニーズに応えながら、オフィス利用者の快適性と資産価値の向上に努めてまいりました。

当社グループの業績につきましては、売上高2,970,434千円（前期比1.3%減）、営業利益329,130千円（同6.4%増）、経常利益342,854千円（同5.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益212,624千円（同6.5%減）となり、前年同期に対して減収減益となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔リニューアル事業〕

オフィスの内装リニューアル工事が好調に推移したものの、前期の大規模オフィスの内装工事の反動減を補うに至らなかった結果、売上高853,716千円（前期比29.8%減）、セグメント利益231,453千円（同17.9%減）となりました。

〔駐車場運営事業〕

都内駐車場については新型コロナウイルス感染拡大の影響が残るものの、時間貸駐車場から月極駐車場へのシフトにより売上増加に寄与したことや2020年6月オープンの大型駐車場の売上が今年度は第1四半期期初から加わった結果、売上高1,268,011千円（前期比10.2%増）、セグメント利益210,839千円（同25.6%増）となりました。

〔設備等保守管理事業〕

衛生消耗品の医療介護施設等への販路拡大や緊急事態宣言が解除され昨年度よりオフィス人口が増加したことに伴う販売量の増加、前第3四半期連結会計期間より、連結子会社とした株式会社チヨダMEサービスをセグメントに追加した結果、売上高792,627千円（前期比34.8%増）、セグメント利益15,501千円（同28.8%減）となりました。

〔保険代理事業〕

火災保険、工事保険のいずれも堅調に推移した結果、売上高56,079千円（前期比1.7%増）、セグメント利益28,567千円（同12.6%増）となりました。

事業別売上高

事業	当連結会計年度		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前連結会計年度比 (%)
リ ニ ュ ー ア ル 事 業	853,716	28.7	△29.8
駐 車 場 運 営 事 業	1,268,011	42.7	+10.2
設 備 等 保 守 管 理 事 業	792,627	26.7	+34.8
保 険 代 理 事 業	56,079	1.9	+1.7
合 計	2,970,434	100.0	△1.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期 (2019年3月期)	第70期 (2020年3月期)	第71期 (2021年3月期)	第72期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	2,476,698	3,264,673	3,009,628	2,970,434
経 常 利 益 (千円)	323,028	527,880	324,014	342,854
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	215,269	346,425	227,473	212,624
1株当たり当期純利益 (円)	199.91	321.76	211.30	197.52
総 資 産 (千円)	3,493,528	4,354,144	4,539,758	4,588,156
純 資 産 (千円)	2,819,662	3,122,090	3,306,911	3,475,737

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期 (2019年3月期)	第70期 (2020年3月期)	第71期 (2021年3月期)	第72期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	2,150,627	2,955,238	2,519,271	2,287,441
経 常 利 益 (千円)	270,610	478,944	557,817	306,715
当 期 純 利 益 (千円)	180,740	314,001	346,911	203,639
1株当たり当期純利益 (円)	167.84	291.64	322.23	189.17
総 資 産 (千円)	3,116,711	3,906,585	3,673,560	3,877,175
純 資 産 (千円)	2,676,326	2,946,329	3,250,654	3,410,494

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

親会社等	属性	親会社等の 議決権所有 割合 (%)	主な事業内容
株式会社森トラスト・ホールディングス	親会社	間接53.52%	関係会社間融資を含むグループファイ ナンス業務
森トラスト株式会社	親会社	直接53.52%	都市開発、ホテルの経営及び投資事業

なお当社と森トラスト株式会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。

リニューアル	森トラスト株式会社が所有しておりますビルや住宅等の内装工事、リニューアル工事を請負っております。 また、森トラスト株式会社が所有しております不動産の外構工事等の請負及び設計施工監理をしております。
駐車場運営	森トラスト株式会社が所有しております駐車場の運営管理等を受託しております。 また、森トラスト株式会社より駐車場を賃借しております。
設備等保守管理	森トラスト株式会社が所有しております不動産の運営管理等を受託しております。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、森トラスト株式会社の子会社として位置づけられており、同社が保有するビルのリニューアル工事、修繕工事及び設計施工監理を請負っております。また駐車場の運営管理業務や施設の保守管理を受託するなど、業務提携関係にあります。

また、株式会社森トラスト・ホールディングスに対して、資金の貸付を行っております。

これら当社と親会社との間の取引条件につきましては、一般的な市場価格や市場金利等を勘案して決定しております。今後の取引におきましてもこの方針に変更はありません。

また、親会社から業務執行者として出向者を受け入れたり、親会社等の監査役が、当社の監査役を兼務するなど、人的関係があるものの、経営上の意思決定において当社独自の経営判断を妨げるものではなく、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当該取引の取引条件が上記イ. のとおりであり、且つ親会社とは人的・資本的關係があるものの、当社の事業運営にあたって独自の経営判断を妨げるものではないと判断しております。また、親会社等との重要な利益相反取引の実施の可否等につきましては、当社経営会議、取締役会において多面的な議論を経たうえで、最終的な意思決定を当社独自で行っており、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を社外役員が行っております。以上のことから、意思決定手続きの正当性に問題はなく、これらの取引は当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
森トラスト保険サービス株式会社	10百万円	100%	損害保険代理
株式会社チヨダME サービス	30百万円	100%	電気設備システムの保守保全事業

(注) 上記の重要な子会社は全て連結子会社であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

安定的な収益基盤の維持と、これまで蓄積された内部留保資金を用いた成長投資と配当による株主還元のバランスをとりながら、将来にわたる企業価値の向上を図ることを重要課題と認識し、取り組んでまいります。また事業規模の拡大、グループ外顧客獲得のための営業強化と人材育成に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① ビル、住宅等のリニューアル工事
- ② 月極及び時間貸駐車場の運営
- ③ ビルの運営管理、電気設備システムの保守保全事業
- ④ 損害保険代理

(12) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

- ① 当社
本社：東京都港区麻布台二丁目4番5号
- ② 子会社 森トラスト保険サービス株式会社 (本社：東京都港区)
株式会社チヨダME サービス (本社：香川県高松市)

(13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
109 (4) 名	一名 (2名減)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、人材会社からの派遣社員は除く。)であります。また、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30 (4) 名	一名 (2名減)	48.7歳	8年9ヵ月

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、人材会社からの派遣社員は除く。)であります。また、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

当社は該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,079,600株
- (3) 株主数 1,230名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
森トラスト株式会社	574,600株	53.38%
光通信株式会社	80,800株	7.51%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	34,900株	3.24%
関谷 幸平	30,300株	2.81%
上田八木短資株式会社	12,200株	1.13%
五味 大輔	10,000株	0.93%
株式会社日本カストディ銀行 (金銭信託課税口)	9,300株	0.86%
楽天証券株式会社	8,900株	0.83%
北愛知リース株式会社	7,100株	0.66%
auカブコム証券株式会社	5,800株	0.54%

(注) 持株比率は、自己株式 (3,141株) を控除し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 均	森トラスト保険サービス株式会社代表取締役社長 株式会社チヨダMEサービス取締役
取締役	矢部 雅彦	営業企画部長兼ビル管理事業部長兼駐車場事業部管掌
取締役	篠崎 延夫	リニューアル事業部長
取締役	安達 智一	戸田建設株式会社建築営業統轄部次長兼建築営業部長
取締役	長野 幸司	管理部長 株式会社チヨダMEサービス取締役
常勤監査役	阿部 和康	株式会社チヨダMEサービス監査役
監査役	福田 照幸	森トラスト保険サービス株式会社監査役 福田照幸法律事務所所長
監査役	井上 善雄	株式会社エル・スタッフビジョン代表取締役社長
監査役	笠原 正英	森トラスト株式会社監査役 株式会社森トラスト・ホールディングス監査役

- (注) 1. 取締役安達智一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役阿部和康氏、福田照幸氏及び井上善雄氏は、社外監査役であります。
3. 取締役安達智一氏、監査役阿部和康氏、福田照幸氏及び井上善雄氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役井上善雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を以下のとおり定めております。その概要は、当社の取締役の報酬は、経営の基本方針に基づき、持続的かつ安定的な成長と企業価値向上への貢献意欲を高めるものとし、各役員に求められる役割と責務やその成果に応じた対価として支給するものとする。

報酬等は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)のみとするものとする。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により、決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1990年11月28日開催の第40回定時株主総会において年額90百万円以内（ただし、使用人分給与とは含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の報酬限度額は、1990年11月28日開催の第40回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鈴木均が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は当社の各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限となります。これらの権限を同氏に委任した理由は、各取締役の業績や活動実績をどのように評価し、当該取締役に対してどの程度の報酬を支給するについては極めて専門的・技術的な判断を要するものであることから、当社の業務内容に関して造詣が深く、各取締役の資質や経営課題への貢献度等を網羅的、俯瞰的に把握している同氏に委任することが適切であると取締役会は判断いたしました。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容について、各取締役の業績や活動実績、経営課題への取り組み等適性に反映していることを確認し、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	25 (1)	25 (1)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	7 (6)	7 (6)	—	—	4 (3)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 社外取締役安達智一氏の兼職先である戸田建設株式会社は、当社との間で業務提携を行っております。
- ・ 社外監査役阿部和康氏の兼職先である株式会社チヨダMEサービスは、当社が100%出資している連結子会社であります。
- ・ 社外監査役福田照幸氏の兼職先である森トラスト保険サービス株式会社は、当社が100%出資している連結子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 安 達 智 一	14回	100%	－回	－%
監査役 阿 部 和 康	14回	100%	14回	100%
監査役 福 田 照 幸	14回	100%	14回	100%
監査役 井 上 善 雄	14回	100%	14回	100%

2) 取締役会及び監査役会における発言状況

	発言状況
取締役 安 達 智 一	大手建設会社での豊富な経験と業務知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 阿 部 和 康	森トラストグループ各社の役員であった経験と幅広い知見から、経営の全般に対し意見を述べるとともに、支配株主等との間における少数株主の利益に相反する恐れのある取引に関しては、少数株主の保護の観点から適正な審議を求めるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において決裁書類等の調査結果並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 福 田 照 幸	弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役 井 上 善 雄	金融機関での豊富な経験と財務及び会計に関する知識を活かし、当社意思決定の妥当性・適正性の確保についての発言を行っております。

3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役安達智一氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、大手建設会社での豊富な経験と業務知識に基づき、客観的・中立的な立場から助言・提言を行っております。

また、親会社グループと一般株主との間に利益相反がないよう、業務執行者から独立した立場から経営の監督を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④ 当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額

社外監査役が、当社親会社又は当社親会社の子会社（当社を除く）から、当事業年度において、役員として受けた報酬等はありません。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員全員が対象となっております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、その保険料につきましては全額当社が負担しております。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

清陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 15百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一百万円

③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

④会計監査人報酬等に監査役会が同意した理由

会計監査人から示された報酬は、その単価のほか、会計監査計画上の会計監査に係る作業項目・内容及び作業時間の見込み等は妥当と判断し、報酬額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催することのほか、必要に応じて臨時に開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督する。
 - ・内部監査部門として社長直属の「内部統制監査室」を設け、コンプライアンス等の内部管理体制の適正・有効性を検証し、重要な問題事項があれば、社長・取締役会へ適時に報告する体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループ内外の、損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、リスク発生を防ぐとともにリスク発生時の損害を最小限にとどめる。
 - ・各取締役は、自らの分掌範囲について、責任を持ってリスク管理を行う。また、重要なリスクについては、必要に応じて、全社横断的に総合的な対応を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
 - ・経営管理に関する社内規程を整備し、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・経営理念、行動規範の整備に加え、コンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - ・業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
 - ・適法・適正な業務執行を確認するため、内部監査部門による監査を実施する。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループ会社に関する管理は、「関係会社管理規定」に基づき、計画立案から執行までを総括的に管理・統制するマネジメントサイクルを展開し、重要な事項については、取締役会に報告する。
 - ・グループ共通のコンプライアンス等に関する方針のもと、その遵守徹底を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- ・監査役の求めに応じ、内部監査部門に属する使用人を、随時、監査役の職務の補助に当たらせる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役を補助する使用人の職務執行については、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。
 - ・監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・法令に定めるもののほか、重要会議への監査役の出席等により、重要な業務執行に関する事項について、監査役に報告する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役の緊密な連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- ・当社は企業倫理規程において、当社の全役職員は社会の秩序と安全に脅威となる反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み経済的利益は供与しない旨を規定しております。
 - ・反社会的勢力排除に向けた取組については、法令及び企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識に基づき、対応部署を管理部として関連情報の収集・管理に努めるとともに、反社会的勢力への対応マニュアルを制定し、業務運営の中で周知徹底を図っております。また、顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に登録する等、外部専門機関との連携を強化することによって、必要情報の収集に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、従業員、役員に対し、法令・社内規程等の遵守状況を確認し、忠実に職務を遂行することを誓約するために、「コンプライアンスセルフチェックシート兼誓約書」の提出を求めています。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しております。

監査役は、経営会議等の重要会議や取締役会に出席し、適宜、助言や提言を行っております。また、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けるとともに、各取締役並びに各事業部責任者と面談を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制状況や、損失に結びつくリスクの管理体制状況等について監査を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	4,122,625	流動負債	664,639
現金及び預金	1,846,352	支払手形及び買掛金	92,574
受取手形、売掛金及び契約資産	206,383	短期借入金	6,000
完成工事未収入金	29,332	1年内償還予定の社債	10,000
未成工事支出金	1,845	1年内返済予定の長期借入金	23,676
短期貸付金	2,000,000	工事未払金	75,448
その他	38,711	未払法人税等	106,118
固定資産	465,530	契約負債	57,737
有形固定資産	137,007	預り金	175,549
建物及び構築物	69,183	賞与引当金	29,595
機械装置及び運搬具	720	資産除去債務	4,706
土地	58,820	その他	83,233
その他	8,283	固定負債	447,779
無形固定資産	122,273	社債	70,000
のれん	120,894	長期借入金	141,797
その他	1,379	長期預り敷金	93,267
投資その他の資産	206,249	退職給付に係る負債	108,281
投資有価証券	42,705	役員退職慰労引当金	34,433
敷金及び保証金	58,216	負 債 合 計	1,112,418
繰延税金資産	86,072	〔純資産の部〕	
長期預金	18,400	株主資本	3,473,691
その他	854	資本金	1,072,060
資 産 合 計	4,588,156	利益剰余金	2,413,267
		自己株式	△11,636
		その他の包括利益累計額	2,045
		その他有価証券評価差額金	2,045
		純 資 産 合 計	3,475,737
		負 債 純 資 産 合 計	4,588,156

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,970,434
売上原価		2,165,193
売上総利益		805,241
販売費及び一般管理費		476,111
営業利益		329,130
営業外収益		
受取利息	10,725	
受取配当金	950	
雑収入	2,305	
投資有価証券評価益	96	
その他	702	14,779
営業外費用		
支払利息	1,055	1,055
経常利益		342,854
特別損失		
リース解約損	710	710
税金等調整前当期純利益		342,143
法人税、住民税及び事業税	133,902	
法人税等調整額	△4,383	129,519
当期純利益		212,624
親会社株主に帰属する当期純利益		212,624

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,072,060	2,243,702	△11,558	3,304,203
当期変動額				
剰余金の配当		△43,059		△43,059
親会社株主に帰属する 当期純利益		212,624		212,624
自己株式の取得			△77	△77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	169,564	△77	169,487
当期末残高	1,072,060	2,413,267	△11,636	3,473,691

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,707	2,707	3,306,911
当期変動額			
剰余金の配当			△43,059
親会社株主に帰属する 当期純利益			212,624
自己株式の取得			△77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△661	△661	△661
当期変動額合計	△661	△661	168,825
当期末残高	2,045	2,045	3,475,737

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	森トラスト保険サービス株式会社 株式会社チヨダMEサービス

②主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

②持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

③議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等
総平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 未成工事支出金
個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産

当社及び連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～38年
工具器具及び備品	3～15年

- ・ 無形固定資産
(ソフトウェア)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

- ・ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ・ 役員退職慰労引当金

子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金規程に基づき、当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

・工事契約

工事契約に関しては、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・駐車場運営管理

駐車場運営管理に関しては、顧客の駐車場施設利用期間にわたり履行義務が充足されると判断して収益を認識しています。

・施設等保守管理

施設等保守管理に関しては、設備の保守保全作業の期間にわたり履行義務が充足されると判断して収益を認識しています。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、その効果の発現する期間を個別に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑦会計方針の変更

(イ) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準、その他の工事については工事完成基準によっておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、売上引ベートに関して、従来は、顧客に支払われる対価を売上原価として処理する方法によっていましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書の売上高が41,203千円減少し、売上原価は41,203千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

(ロ) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保資産(帳簿価額)

建 物 及 び 構 築 物	67,055千円
土 地	36,771千円
計	103,826千円

②担保に係る債務(帳簿価額)

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	54,829千円
計	54,829千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 59,802千円

(3) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売 掛 金	123,379千円
契 約 資 産	83,004千円
計	206,383千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,079,600株	-株	-株	1,079,600株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	43,059	40.00	2021年3月31日	2021年6月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	43,058	40.00	2022年3月31日	2022年6月24日

5. 金融商品に関する注記

①金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を調達することとしており、その調達方法は資金所要の長短等を踏まえ、決定することとしております。

また、余剰資金については、安定性を重視した運用に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。なお、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、余剰資金の範囲内で行うこととし、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行う等の方法により管理しております。

短期貸付金は、親会社に対するものであり、また、短期の貸付であることから、信用リスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、上場株式については四半期毎に時価の把握を行うこと等により管理しております。

営業債務である工事未払金、預り金は、1年以内の支払期日であります。

また、営業債務は流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新すること等により管理しております。

長期借入金、運転資金の調達を目的として銀行から融資を受けたものであり、変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては担当部署が金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

②金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注）をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、完成工事未収入金、短期貸付金、支払手形及び買掛金、工事未払金、預り金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿と近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	7,976	7,976	—
(2) 長期預金	18,400	18,400	—
資産計	26,376	26,376	—
(1) 社債			
(1年内償還予定の社債を含む)	80,000	79,324	△675
(2) 長期借入金			
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	165,473	163,708	△1,764
負債計	245,473	243,032	△2,440

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30,000

これらについては、「其他有価証券」には含めておりません。

③金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	7,976	—	—	7,976
資産計	7,976	—	—	7,976

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	18,400	—	18,400
資産計	—	18,400	—	18,400
社債	—	79,324	—	79,324
長期借入金	—	163,708	—	163,708
負債計	—	243,032	—	243,032

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	リニューアル	駐車場	施設等 保守管理	保険代理	合計
売上高 顧客との契約から 生じる収益	853,716	1,268,011	792,627	56,079	2,970,434
外部顧客への売上高	853,716	1,268,011	792,627	56,079	2,970,434

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,228円86銭
(2) 1株当たり当期純利益 197円52銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

エムティジェネックス株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 中市俊也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉郁男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エムティジェネックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムティジェネックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	3,417,167	流動負債	359,474
現金及び預金	1,243,619	買掛金	91,336
受取手形、売掛金及び契約資産	115,131	工事未払金	75,448
完成工事未収入金	29,332	未払金	11,541
未成工事支出金	1,845	未払費用	2,964
前払費用	12,292	未払法人税等	104,218
短期貸付金	2,000,000	契約負債	34,792
その他	14,946	預り金	1,634
固定資産	460,007	賞与引当金	14,500
有形固定資産	29,348	資産除去債務	4,706
建物	1,476	その他	18,331
構築物	651	固定負債	107,205
車両運搬具	720	長期預り敷金	94,649
工具、器具及び備品	4,451	退職給付引当金	12,555
土地	22,048	負 債 合 計	466,680
無形固定資産	176	〔純資産の部〕	
ソフトウェア	176	株主資本	3,408,384
投資その他の資産	430,483	資本金	1,072,060
投資有価証券	37,976	利益剰余金	2,347,960
関係会社株式	318,700	利益準備金	51,718
長期前払費用	438	その他利益剰余金	2,296,241
敷金及び保証金	53,044	繰越利益剰余金	2,296,241
繰延税金資産	20,323	自己株式	△11,636
		評価・換算差額等	2,110
		その他有価証券評価差額金	2,110
		純 資 産 合 計	3,410,494
資 産 合 計	3,877,175	負 債 純 資 産 合 計	3,877,175

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,287,441
売上原価		1,704,161
売上総利益		583,280
販売費及び一般管理費		296,937
営業利益		286,342
営業外収益		
受取利息	10,411	
受取配当金	947	
業務受託料	7,200	
雑収入	1,814	20,372
経常利益		306,715
税引前当期純利益		306,715
法人税、住民税及び事業税	107,589	
法人税等調整額	△4,513	103,076
当期純利益		203,639

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	1,072,060	47,412	2,139,968	2,187,380	△11,558	3,247,882
当期変動額						
剰余金の配当			△43,059	△43,059		△43,059
利益準備金の積立		4,305	△4,305	—		—
当期純利益			203,639	203,639		203,639
自己株式の取得					△77	△77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,072,060	4,305	156,273	156,273	△77	160,502
当期末残高	1,072,060	51,718	2,296,241	2,347,960	△11,636	3,408,384

	評価・換算 差 額 等	純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,772	3,250,654
当期変動額		
剰余金の配当		△43,059
利益準備金の積立		—
当期純利益		203,639
自己株式の取得		△77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△661	△661
当期変動額合計	△661	159,840
当期末残高	2,110	3,410,494

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(イ) 子会社株式

総平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法

②棚卸資産

・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具器具及び備品 3～15年

②無形固定資産

・ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

・完成工事高の計上基準

工事契約に関しては、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	46,214千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①短期金銭債権	2,029,104千円
②長期金銭債権	24,051千円
③短期金銭債務	77,505千円
④長期金銭債務	1,382千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引（収入分）	721,868千円
②営業取引（支出分）	819,063千円
③営業取引以外の取引（収入分）	17,603千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,111株	30株	－株	3,141株

変動事由の概要

増加：単元未満株式の買取請求により取得した株式30株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

賞与引当金

4,440千円

貸倒引当金

3,073千円

退職給付引当金

3,845千円

未払事業税

5,229千円

未払事業所税

241千円

未払費用

666千円

電話加入権評価損

142千円

投資有価証券評価損

924千円

資産除去債務

1,441千円

その他

1,263千円

繰延税金資産合計

21,268千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

12千円

その他有価証券評価差額金

931千円

繰延税金負債合計

944千円

繰延税金資産（負債）の純額

20,323千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等、当社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	森トラスト株式会社	(被所有) 直接 53.52	ビル・住宅等の内装工事及びリニューアル工事の請負、建築及び設計施工監理、駐車場・不動産の運営管理、業務の委託等	工事の請負	711,570	完成工事未収入金	20,985
				駐車場等賃借	792,516	前払費用	2,218
				事務所賃借	17,555	敷金及び保証金	6,876
						買掛金	70,190
						前払費用	1,609
						敷金及び保証金	17,175
親会社	株式会社森トラスト・ホールディングス	(被所有) 間接 53.52	資金の貸付等	利息の受取	10,403	短期貸付金	2,000,000

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的な市場価格等を勘案して決定しております。なお、資金の貸付については担保は受け入れておりません。

(2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	森トラスト保険サービス株式会社	(所有) 直接 100	事務業務の受託等	事務業務の受託	7,200	未収入金	1,943

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的な市場価格等を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,168円25銭
(2) 1株当たり当期純利益 189円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

エムティジェネックス株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 中 市 俊 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 倉 郁 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エムティジェネックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

エムティージェネックス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 阿部和康 ㊟

社外監査役 福田照幸 ㊟

社外監査役 井上善雄 ㊟

監査役 笠原正英 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針は、業績に応じた株主への利益還元を行うことを経営の重要施策のひとつとして位置づけ、安定的な収益基盤を確立し、継続的な利益配分を行うこととしております。また、内部留保資金につきましては、事業拡大による企業価値の向上と株主利益の確保に向けた成長資金として有効に活用してまいります。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円 総額43,058,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

【ご参考】 監査等委員会設置会社への移行について
 (第2号議案から第6号議案に係る補足説明)

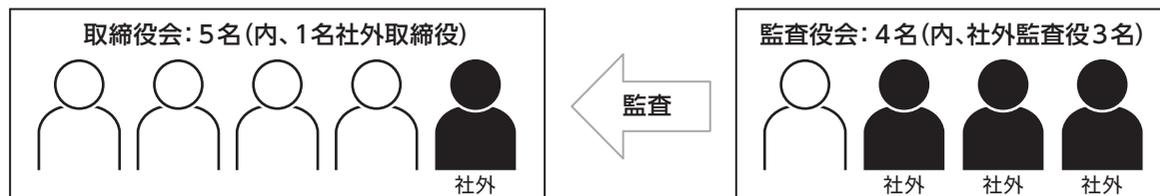
事業環境が不連続に変化する中において、上場企業には、取締役会の経営に関する意思決定の迅速化・効率化・透明化及び監督機能の一層の強化が求められております。このような状況下、独立社外取締役の存在やその果たす役割の重要性は大きくなっております。

当社はこれに対応するため、社外取締役を過半数とする「監査等委員会」を新たに設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することにより、取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化と、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることができると考え、現行の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたしたく、第2号議案から第6号議案までの各議案をお諮りするものであります。

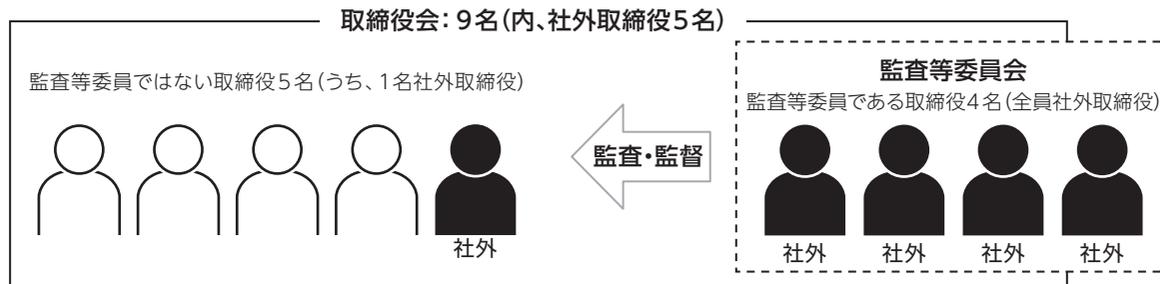
「監査等委員会設置会社」の主な特徴

- ◎監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。
- ◎監査等委員会は、3人以上の取締役（監査等委員）で組織され、その過半数は、社外取締役で構成される委員会です。
- ◎監査等委員である取締役の選任は、それ以外の取締役とは別に選任されます。
- ◎監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。
- ◎取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款に定めのある場合、取締役会はその決議によって、一定の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができます。これにより、取締役会の議題を絞り込み、重要案件の審議時間を確保するなどにより、意思決定の迅速化や審議の充実化を図ることが期待できます。

【現在の機関設計（監査役会設置）】



【移行後の機関設計（監査等委員会設置）】



第2号議案 定款一部変更の件

1.定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役にに関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2.定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ~ 第3条 (条文省略)	第1条 ~ 第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 ~ 第11条 (条文省略)	第6条 ~ 第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 ~ 第14条 (条文省略)	第12条 ~ 第14条 (現行どおり)

現行	変更案
<p data-bbox="158 163 740 219">第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="223 223 745 393">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="415 435 483 461">(新設)</p> <p data-bbox="158 722 514 748">第16条 ～ 第18条 (条文省略)</p> <p data-bbox="294 778 604 804">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="158 813 325 839">第19条 (員数)</p> <p data-bbox="223 843 642 869">当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p data-bbox="415 899 483 925">(新設)</p> <p data-bbox="158 985 423 1011">第20条 (取締役の選任)</p> <p data-bbox="223 1016 745 1130">取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</p> <p data-bbox="178 1137 745 1191">2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="415 1221 483 1247">(新設)</p>	<p data-bbox="1013 128 1088 154">変更案</p> <p data-bbox="1013 163 1088 189">(削除)</p> <p data-bbox="763 435 1217 461">第15条 (株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p data-bbox="824 465 1345 551">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="778 556 1345 672">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="763 722 1141 748">第16条 ～ 第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="899 778 1209 804">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="763 813 929 839">第19条 (員数)</p> <p data-bbox="824 843 1345 899">当社の取締役 (監査等委員である取締役除く。) は、10 名以内とする。</p> <p data-bbox="778 904 1345 960">2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p> <p data-bbox="763 985 1020 1011">第20条 (取締役の選任)</p> <p data-bbox="824 1016 1345 1161">取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</p> <p data-bbox="778 1167 1345 1221">2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="778 1227 1345 1342">3. 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>

現行	変更案
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条（代表取締役、役付取締役、名誉会長、顧問及び相談役） 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. ～ 8.（条文省略）</p>	<p>第22条（代表取締役、役付取締役、名誉会長、顧問及び相談役） 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定することができる。</p> <p>3. ～ 8.（現行どおり）</p>
<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p>

現行	変更案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第29条 (監査役の員数) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第30条 (監査役の選任) <u>監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</u></p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	変更案
<p>第31条 (監査役の選任) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 (常勤の監査役) <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第33条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新設)</p> <p>第34条 (監査役会の決議の方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (新設)</p> <p>第35条 (監査役の報酬等)</p> <p>第36条 (社外監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削除)</p> <p>第30条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第32条 (監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	変更案
<p data-bbox="163 163 515 217">第6章 計算 第37条 ~ 第39条 (条文省略)</p> <p data-bbox="420 278 480 303">(新設)</p>	<p data-bbox="765 163 1218 247">第6章 計算 第34条 ~ 第36条 (現行どおり) (条数繰り上げ、条文は現行どおり)</p> <p data-bbox="765 278 1123 303">附則 (2022年6月23日定款変更)</p> <p data-bbox="765 308 1267 334">1. (社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="825 338 1348 480">第72回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="765 515 1291 541">2. (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="780 545 1348 742">(1) 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第15条 (株主総会資料等の電子提供措置等) は会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規程の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="780 746 1348 833">(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="780 837 1348 919">(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すずき ひとし 鈴木 均 (1950年6月9日生) 性別：男性 【再任】	1975年4月 森ビル株式会社入社 1998年6月 森ビル開発株式会社（現：森トラスト株式会社）管理部プロ ック長兼開発部住宅担当課長 1999年10月 同社管理部長 2002年4月 MTファシリティサービス株式会社（現：森トラスト・ビルマ ネジメント株式会社）取締役管理部長 2006年8月 当社専務執行役員 MTファシリティサービス株式会社（現：森トラスト・ビルマ ネジメント株式会社）取締役 2007年6月 当社代表取締役社長（現任） 2016年1月 森トラスト保険サービス株式会社代表取締役社長（現任） 2018年6月 東洋ハウジング管理株式会社代表取締役社長 2020年10月 株式会社チヨダMEサービス取締役（現任） （重要な兼職の状況） 森トラスト保険サービス株式会社代表取締役社長 株式会社チヨダMEサービス取締役	一株
		【取締役候補者の選任理由】 鈴木均氏は、2007年6月に当社代表取締役社長に就任以来、事業構造改革に手腕を発揮し、安定的な収益基盤の確立に貢献致しました。当社を取り巻く厳しい事業環境下においては、同氏の企業経営に関する豊富な経験と見識を必要としていることから、引き続き取締役候補者として選任致します。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	やべ まさひこ 矢部 雅彦 (1956年12月2日生) 性別：男性 【再任】	<p>1980年4月 森ビル株式会社入社 1986年8月 森ビル観光株式会社（合併により現：森トラスト株式会社）入社 1996年10月 同社ホテルラフォーレ修善寺支配人 2007年6月 MTゴルフ開発株式会社取締役 2007年7月 森トラスト株式会社執行役員ホテル&リゾート事業本部営業部長 2009年6月 森観光トラスト株式会社（現：森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社）取締役セールス&マーケティング部長 2013年6月 当社監査役 2018年6月 当社執行役員営業企画部長 2019年8月 当社取締役営業企画部長兼ビル管理事業部長 2021年6月 当社取締役営業企画部長兼ビル管理事業部長兼駐車場事業部管理（現任）</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 矢部雅彦氏は、森トラストグループ内において、豊富な業務経験と役員として企業マネジメントを経験しております。これまで培った企業経営に関する幅広い見識を活かし、当社の事業拡大の戦略を立案する中心的役割を期待し、引き続き取締役候補者として選任致します。</p>	一株
3	しのぎ のぶお 篠崎 延夫 (1958年6月2日生) 性別：男性 【再任】	<p>1981年4月 森ビル株式会社入社 1999年10月 森トラスト株式会社管理部 2007年10月 MTファシリティサービス株式会社（現：森トラスト・ビルマネジメント株式会社）管理部技術課長 2011年7月 森トラスト・ビルマネジメント株式会社総務部長 2017年6月 当社リニューアル事業部工事部長 2018年6月 当社執行役員リニューアル事業部長 2019年6月 当社取締役リニューアル事業部長（現任）</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 篠崎延夫氏は、森トラストグループにおいて、ビルの管理、内装工事等に関する業務を幅広く経験し、多岐にわたる専門知識を有しております。これまで培った豊富な知見を活かし、当社リニューアル事業発展の中心的な役割を期待し、引き続き取締役候補者として選任致します。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	あだち ともかず 安達 智一 (1967年7月1日生) 性別：男性 【再任】 【社外】 【独立】	1990年4月 戸田建設株式会社入社 2007年4月 同社東京支店建築営業部営業課長 2013年3月 同社東京支店建築営業部長 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年3月 戸田建設株式会社大阪支店建築営業第1部長 2020年3月 同社東京支店建築営業部長 2022年3月 同社建築営業統轄部次長兼建築営業部長（現任） （重要な兼職の状況） 戸田建設株式会社建築営業統括部次長兼建築営業部長 【社外取締役候補者の選任の理由】 安達智一氏は、大手建設会社での豊富な経験と業務知識を活かし、当社リニューアル事業に対して貴重なアドバイスをいただいております。また、同氏は社外取締役として、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場に基づいて取締役会に対する適切な牽制機能を果たしております。当社経営の透明性確保への役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任致します。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。	一株
5	ながの こうじ 長野 幸司 (1969年11月17日生) 性別：男性 【再任】	1992年4月 ミサワリゾート株式会社（現：リソルホールディングス株式会社）入社 2005年11月 森トラスト株式会社入社 2007年4月 当社管理部経理課長 2009年11月 森トラスト株式会社財務部 2013年6月 当社管理部経理課長 2020年10月 株式会社チヨダME サービス取締役（現任） 2021年6月 当社取締役管理部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社チヨダME サービス取締役 【取締役候補者の選任の理由】 長野幸司氏は、長期にわたり経理、財務部門の業務に従事し、当社グループの経営管理においてリーダーシップを発揮しております。事業拡大とコンプライアンス強化の推進役を期待し、引き続き取締役候補者として選任致します。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達智一氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は安達智一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。安達智一氏が選任された場合、当社は引き続き安達智一氏を独立役員とする予定です。
3. 当社は、安達智一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。選任された候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 安達智一氏には、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から経営の監督、助言・提言を行っていただくことを期待しております。
6. 安達智一氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 安達智一氏は、当社親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 安達智一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 安達智一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 安達智一氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あべ かずやす 阿部 和康 (1952年11月27日生) 性別：男性 【新任】 【社外】 【独立】	1976年4月 森ビル株式会社入社 2006年6月 株式会社万平ホテル代表取締役社長 2008年6月 森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社代表取締役社長 2011年6月 同社監査役 2015年6月 同社顧問 2016年6月 当社監査役（現任） 2020年10月 株式会社チヨダMEサービス監査役（現任） (重要な兼職) 株式会社チヨダMEサービス監査役 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由】 阿部和康氏は、森トラストグループ各社の役員として豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任致します。	－株
2	いのうえ よしお 井上 善雄 (1957年6月29日生) 性別：男性 【新任】 【社外】 【独立】	1980年4月 株式会社日本長期信用銀行（現：株式会社新生銀行） 入行 1988年4月 同行管理部調査役 1995年4月 同行証券運用業務部副参事役 2010年10月 同行金融法人営業部長 2011年4月 新生インベストメント・マネジメント株式会社社長 2014年4月 株式会社アプラス常務執行役員 2019年4月 株式会社エル・スタッフビジョン顧問 2019年6月 同社代表取締役社長（現任） 2019年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社エル・スタッフビジョン代表取締役社長 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由】 井上善雄氏は、長きにわたる金融機関での豊富な経験と財務及び会計に関する知見を活かし、当社意思決定の妥当性・適正性の確保について積極的にご意見をいただくなど重要な役割を担っていることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任致します。	－株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おくむら たくみ 奥村 太久実 (1962年10月30日生) 性別：男性 【新任】 【社外】 【独立】	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行（現：株式会社新生銀行）入行 2004年3月 奥村税理士事務所設立 2008年9月 むさしの税理士法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） むさしの税理士法人代表社員 亀田医療情報株式会社監査役 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由】 奥村太久実氏は、米国Purdue大学経営大学院にてMBA（経営学修士）を取得し、その後税理士として高度な専門的知識を活かした経営コンサルタントの経験を豊富に有していることから、経営全般における監視と適切な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任致します。	一株
4	ふくだ みゆき 福田 実主 (1977年3月9日生) 性別：女性 【新任】 【社外】 【独立】	2006年10月 弁護士登録 戸田総合法律事務所入所 2011年4月 弁護士法人北浜法律事務所入所 2016年1月 TMI総合法律事務所入所 2019年3月 三菱UFJリース株式会社（現：三菱HCキャピタル株式会社） 入社 （重要な兼職の状況） 三菱HCキャピタル株式会社法務コンプライアンス部特命次長兼 事業研究・投資開発部部長代理 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由】 福田実主氏は、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について客観的且つ適切な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任致します。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者は全員社外取締役候補者です。
また、選任された監査等委員である取締役候補者につきましては、その全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
3. 当社は、阿部和康氏、井上善雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、その他の新任候補者につきましても選任された場合、新たに当該責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。選任された候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 阿部和康氏は、当社の子会社である株式会社チヨダMEサービスの監査役であります。
6. 各候補者は、当社親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 井上善雄氏、奥村太久実氏、福田実主氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 各候補者は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 福田実主氏の戸籍上の氏名は真貝実主（しんがいみゆき）であります。

【ご参考】各取締役候補者のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成並びに専門性は、以下のとおりです。

氏名	社外	監査等 委員	主なスキル（知識・経験・能力）					
			企業経営 経営戦略	法務・ コンプライ アンス	財務会計 M & A	営業・ マーケティ ング	業務知識 業務経験	ESG・ サステナビ リティ
鈴木 均			○	○	○	○	○	○
矢部 雅彦			○			○	○	
篠崎 延夫				○			○	○
長野 幸司				○	○			○
安達 智一	○					○	○	○
阿部 和康	○	○	○	○				
井上 善雄	○	○	○	○	○			
奥村 太久実	○	○	○	○	○			
福田 実主	○	○		○	○			

※上記一覧表は、候補者の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬の総額は、1990年11月28日開催の第40回定時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）として承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の総額を年額90百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内。）といたしたく存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案の内容は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び職務内容等諸般の事情を総合的に勘案したものであり、また当社が2021年1月22日開催の取締役会において定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、1990年11月28日開催の第40回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の年額20百万円以内といたしたく存じます。

本議案の内容は、経済情勢、当社の規模、監査等委員である取締役の人数及び職責等諸般の事情を総合的に勘案したものであり、その内容は相当なものであると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合4名となり、現在の監査役の員数と同数となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

第72回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区新橋一丁目18番1号
 航空会館 5階会議室
 T E L 03-3501-1272



会場の場所柄駐車場をご用意できませんので、勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。